

基本目標 2

**一人ひとりがいきいきと活動する
にぎわいのあるまちづくり**

2-1

地域産業の活性化

■北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■基本方針

(1) 新たな産業の展開

生産性向上につながる支援や相談体制の充実を図るとともに、関係団体と連携して、区内中小企業の情勢に対応した柔軟な事業展開を推進します。また、創業希望者への直接的な創業支援の充実に加え、創業に関する普及・啓発に取り組みます。さらに、公民連携による観光の魅力発信を推進・強化します。

(2) モノづくりの振興

区内事業者や企業の分野を横断した連携支援等を通じて、新分野への事業展開や製品の高付加価値化、イノベーション等を促進します。また、意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図ります。

(3) 生活サービス産業の育成

商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを推進するとともに、商店街のけん引役となるリーダーの育成や多様な主体との連携・協働による商店街の新たな魅力づくりを推進します。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着した産業の振興・支援を図ります。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組みの必要性を理解してもらうため、区内産業団体を通じて啓発活動を継続します。働く人が自分自身の働き方を主体的に考え、見直してもらうための啓発活動を推進します。また、働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止に向けて、企業及び勤労者に啓発活動を行います。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・産業団体、地域金融機関、NPOは、行政と連携した中小企業者への支援を行う。
- ・区内企業や商店街は、北区産業の担い手として、経営基盤の強化・安定化、将来の事業継続・発展に向け創意工夫とチャレンジに努める。

区（行政）の役割

- ・支援機関とのネットワークを強化する。
- ・コーディネーターとして様々な業種の事業者や、区民、大学をはじめとする研究機関等との多様な交流・連携を図り、意欲的な取組みを支援する。

■現状と課題

○中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一體的に行えるワンストップ相談窓口の充実・強化が課題です。また、法律改正や景気動向にあわせた融資制度の運用が求められています。さらに、雇用市場において「売り手市場」が続き、新規求人数が大幅に増加する一方、多くの産業における必要な労働力不足が顕在化しています。

○創業を志してから事業が安定するまでの経営課題に対応したきめ細かな支援や潜在的創業者に対する創業への関心を高めることが求められています。また、地域特性を踏まえたコミュニティビジネス※の振興が課題です。多様化する創業ニーズに対応した創業支援を提供する環境の充実を図る必要があります。さらに、区内の産業・経済団体、金融機関等の創業支援機関が相乗効果を發揮できる体制が必要です。

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、国、東京都、周辺自治体が積極的に観光振興に取り組んでいるため、交流人口の獲得をめぐる地域間競争の激化への対応が課題です。

○AI・ロボット・IoT※等の先端技術を活用した生産性向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活性化や大学をはじめとする研究機関の研究シーズ活用の促進等、企業の高付加価値化に向けた取組みが重要です。

○北区産業をけん引するリーディング企業の育成支援や、経営基盤の強化を図るための事業承継、人材不足への対応が必要です。

○区内企業が持つ優れた製品や技術を区内外に向けて効果的に発信し、ブランド力の強化を図ることが必要です。

○商店街の顧客離れや後継者不足、高齢化による担い手不足等、商店街を取り巻く環境は厳しいものとなっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定させる取組みが重要となっています。

○インターネット購買の普及等による顧客離れや、商店街を担う人材の高齢化や後継者不足が進んでおり、商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成が課題となっています。また、区内観光資源等の活用や、商店街同士・地域・学生等との連携による新たな来街者の獲得に取り組む必要があります。

○少子高齢化が進展し、区民一人ひとりのライフスタイルやニーズが多様化する中、日々の暮らしの利便性の向上につながる商業や福祉、教育、生活関連サービス業等の区民生活に不可欠な産業の振興・支援が重要となっています。

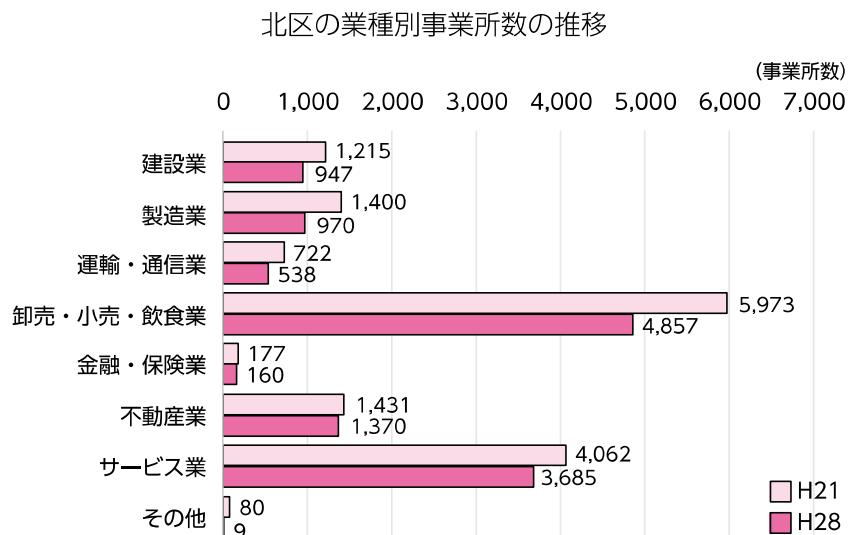
○ワーク・ライフ・バランスについての認知度は広がっていますが、企業のワーク・ライフ・バランスに対する具体的な取組みが進んでいないことが課題となっており、国や東京都と連携して企業向けの講座等、

啓発活動に取り組む必要があります。また、従業員に向けてワーク・ライフ・バランスの考え方を周知することにより、制度の浸透を図る必要があります。

○近年、職場における人権侵害として、セクハラやパワハラ、マタハラ等のハラスメントの問題が深刻化しており、社会的に許されない行為であることを広く認識させるための取組みが重要となります。

※ コミュニティビジネス：地域の課題をビジネスの手法を活用して解決する事業活動のこと。

※ IoT : Internet of Things (モノのインターネット) の略。パソコンやスマートフォン、タブレットといった従来型の ICT 端末だけでなく、様々な「モノ」がセンサーと無線通信を介してインターネットの一部を構成するという意味。



出典：経済センサス

■施策の方向

(1) 新たな産業の展開

①地域産業を支える産業施策の推進

- ❖ 経済動向や経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、産業・経済団体、金融機関等の関係機関が連携した支援を行います。
- ❖ 雇用情勢の変化にあわせ、ハローワークをはじめとする関係機関と連携した就労支援事業に加え、中小企業の人材確保・定着支援等の柔軟な事業展開を推進します。

②創業の促進

- ❖ 創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、潜在的創業者のモチベーション喚起等、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組みます。
- ❖ 担い手として期待される高齢者・女性・若者によるコムニティビジネス創業支援に取り組みます。
- ❖ 区内における創業支援環境の充実を図るために、創業支援施設ネスト赤羽の機能拡充や民間創業支援施設との連携強化に取り組みます。
- ❖ 地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携強化に取り組みます。

③北区の魅力を生かした観光の推進

- ❖ 訪日外国人旅行者数の増加や地域間競争の激化等の北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京北区観光協会と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信に取り組みます。

(2) モノづくりの振興

①ものづくりイノベーションの推進

- ❖ AI・ロボット・IoT 等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を促進します。
- ❖ 区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進します。

②ものづくり人材・企業の育成

- ❖ 企業間交流の推進やマッチング支援等の取組みを通じて、リーディング企業の育成を推進します。
- ❖ 事業承継の支援、事業展開を支える人材の確保や育成に対する支援等に取り組むことで、企業経営の基盤強化・安定化を図ります。

③ものづくりのPR・ブランド力の強化

- ❖ 区内企業の共同開発等によるオンリーワン製品や技術等の産業ブランドの構築を推進し、「北区のものづくり」の魅力を国内外に向けて積極的に発信する取組みを展開します。

(3) 生活サービス産業の育成

①魅力ある個店づくりの支援

- ❖ 個店同士が連携して取り組む商品開発や魅力的なサービスの提供、販路拡大等、個店のファン獲得及び来街者の増加につながる、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援します。

②商店街の新たな魅力づくりの推進

- ❖ 区民に選ばれる商店街をめざして、魅力ある商品やサービスを生み出していく意識と意欲を持った商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成を推進します。
- ❖ 地域資源、来街者等の商店街独自の強みを生かした特徴的取組みや商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援することで、商店街の新たな魅力づくりを推進します。

③区民生活を支える産業の振興

- ❖ 区民にとって暮らしやすい地域を形成するために、福祉や教育等の施策との連携も視野に入れつつ、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興・支援を図ります。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

①勤労者が安心して働く環境整備

- ❖ 様々な仕事に就いている労働者が、仕事と生活がバランスよく両立され、充実した生活を送ることができるよう、またセクハラやパワハラ、マタハラ等のハラスメントのない働きやすい職場環境となるよう、企業に対する啓発を行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
①創業比率	3.71 %	6.00 %	10.00 %
②従業員 1 人当たり粗付加価値額	7,240 千円	7,700 千円以上	8,000 千円以上
③小売業 1 店舗当たりの年間商品販売額	38 百万円	44 百万円	50 百万円

出典：① RESAS（地域経済分析システム） ②工業統計調査 ③商業統計調査

■計画事業

☆【026】経営相談窓口の充実・強化

中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行うワンストップ相談窓口のさらなる充実・強化が必要である。そのため、売り上げ拡大につながる中小企業の強みを生かした具体的な提案を行い、積極的な支援を伴走型で行う「f-Biz（エフビズ）モデル」の相談窓口を設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	365	172	193

【027】地域における雇用の推進

若者・高齢者・女性等の就労を支援するため、ハローワークや東京しごと財団等の関係機関と連携を図り、就職面接会や各種セミナーの開催を通して就職活動を支援する。また、中小企業を中心に深刻化している人手不足に対応するため、関係機関とともに区内中小企業の人材確保の支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 就職支援事業	推 進	推 進	推 進	推 進
就職相談事業	推 進	推 進	推 進	推 進
中小企業人材確保 支援事業	検 討	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	75	39	37

☆ 【028】創業チャレンジ環境の整備

潜在的創業者のモチベーションを喚起するため、創業へのチャレンジ環境の整備を行う。また、地域の特性を踏まえたコミュニティビジネスを推進するとともに、コミュニティビジネス創業支援ネットワークを拡充する。さらに、起業家サロン事業や創業支援施設整備・運営費補助事業を実施するなど、インキュベーション機能を拡充する。

所管部：地域振興部

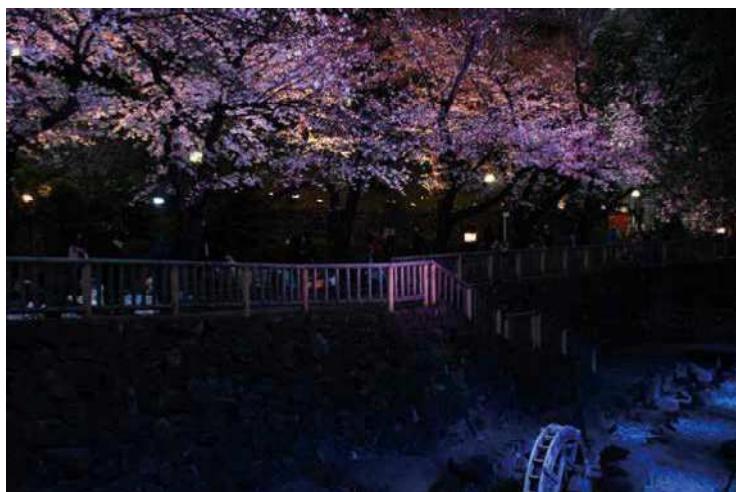
全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 創業へのチャレンジ 環境の整備	推 進	推 進	推 進	推 進
コミュニティビジネス の振興	推 進	推 進	推 進	推 進
インキュベーション 機能の拡充	— 事業費(百万円)	推 進 209	拡 充 105	推 進 104

【029】北区観光の魅力向上プロジェクト

渋沢栄一翁をテーマとした飛鳥山周辺魅力発信プロジェクトや産業遺産観光プログラムの開発、旧醸造試験所第一工場活用イベント等を実施し、北区ならではの特徴ある観光資源を磨き上げ、北区観光の顔をつくる。そして、磨き上げた観光資源をつなぎ合わせる観光ルートの開発等により回遊観光を促進する。また、東京北区観光協会との連携のもと、オール北区の体制で、区内外への北区観光の魅力発信に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進 事業費(百万円)	推 進 248	拡 充 128	推 進 121



音無親水公園ライトアップ

【030】ものづくり技術開発支援事業

AI、ロボット、IoT等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図る。また、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術開発を支援する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
168 件	48 件	120 件	60 件	60 件
(内訳) 先端技術活用推進事業 77 件	7 件	70 件	35 件	35 件
新製品・新技術開発 支援事業 63 件	33 件	30 件	15 件	15 件
産学連携研究開発 支援事業 28 件	8 件	20 件	10 件	10 件
	事業費(百万円)	170	85	85

☆ 【031】産業ブランド力の強化

ものづくり企業の製品、食品等を「北区ブランド」として選定・PRするとともに、北区ブランドを中心とした体験型PR（工場見学、伝統工芸・ものづくり体験等）を実施することで、北区産業のさらなる活性化を図る。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	31	14	17

☆ 【032】個店の魅力創出支援事業

将来の商店街のリーダーや若手事業者の育成を促進するため、個店の売上げ増加や顧客開拓などにつなげる実践的な講座や、個店同士が連携して取り組む商品開発やサービスの提供への支援などの個店の魅力づくりに向けた取組みを推進し、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤の安定化や商店街の新たな魅力づくりにつなげる。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 個店の売上アップ 実践講座 500 店舗	検 討	500 店舗	250 店舗	250 店舗
個店連携支援事業 206 件	16 件	190 件	70 件	120 件
北区まちなか ゼミナール支援	推 進	推 進	推 進	推 進
個店振興連絡会 568 店舗	43 店舗 事業費 (百万円)	525 店舗 159	200 店舗 67	325 店舗 92

■施策体系図：地域産業の活性化

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 新たな産業の展開	
①地域産業を支える産業施策の推進	
経営相談総合窓口の充実・強化	【026】 経営相談総合窓口の充実・強化
中小企業金融対策	【027】 地域における雇用の推進
区内産業関係団体との連携強化	【028】 創業チャレンジ環境の整備
国・都と連携による雇用の促進	【029】 北区観光の魅力向上プロジェクト
②創業の促進	
創業へのチャレンジ環境の整備	再掲 005 いきがいづくり支援事業
インキュベーション機能の拡充	再掲 079 (仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備
創業支援機関との連携強化	(要請) 中小企業対策の充実
コミュニティビジネスの振興	(要請) 雇用・就業対策の推進
③北区の魅力を生かした観光の推進	
北区ならではの観光コンテンツの充実	
公民連携によるオール北区での魅力発信	
観光資源をつなぎ、めぐる観光の充実	
(2) モノづくりの振興	
①ものづくりイノベーションの推進	
AI、ロボット、IoT 等の先端技術の活用と製品の高付加価値化の推進	
产学研連携、企業間連携の促進	
地域に根差した大学との連携推進	
②ものづくり人材・企業の育成	
リーディング企業育成・交流の推進	【030】 ものづくり技術開発支援事業
事業承継支援・人材確保育成支援による企業経営の基盤強化・安定	【031】 産業ブランド力の強化
住工混在地域における良好な共存関係の構築	
③ものづくりの PR・ブランド力の強化	
北区ものづくりのブランド化の推進	
観光との融合によるものづくり企業の魅力発信	
(3) 生活サービス産業の育成	
①魅力ある個店づくりの支援	
個店同士の連携による商品開発やイベントへの支援	
個店や店主の魅力発信、リニューアル支援	
②商店街の新たな魅力づくりの推進	
商店街の強みを生かした取組みや連携・協働による新たな魅力づくり	【032】 個店の魅力創出支援事業
商店街の核となる個店、人材の育成支援	
③区民生活を支える産業の振興	
生活関連サービス産業の振興	
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	
①勤労者が安心して働く環境整備	
ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりの促進	再掲 054 女性活躍推進事業 再掲 055 ワーク・ライフ・バランスの推進

2-2 コミュニティ活動の活性化

■北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■基本方針

(1) コミュニティ活動の支援

住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにします。

(2) コミュニティ施設の充実

区民により身近で、多世代にわたり快適に利用される施設となるよう、地域住民による自主管理を推進しながら、安心して快適に利用できる施設をめざします。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・近隣のつながりや町会・自治会活動に関心を持つ。
- ・NPO・ボランティア団体は地域円卓会議や講演会等に積極的に参加し、連携・協力できるきっかけをつくり、主体的に課題解決していく。
- ・北区NPO・ボランティアぷらざは、地域活動団体同士が連携できるコーディネートを行う。
- ・コミュニティ施設を活用する。

区（行政）の役割

- ・地域を知り関心を持つきっかけづくりと積極的な情報発信に取り組む。
- ・NPO・ボランティア団体等が地域の課題解決に主体的に取り組めるための環境整備や支援策を展開する。
- ・北区NPO・ボランティアぷらざがコーディネート機能を発揮できるよう、支援を行う。
- ・コミュニティ施設の利用を推進し、施設として望ましい機能を検討する。

■現状と課題

- 地域それぞれに特性や課題があり、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びついていません。地域活動参加のきっかけづくりのために多様なツールを活用しながら、地域情報を発信する必要があります。
- 町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題が、町会・自治会の加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等多様化しています。
- 以前から活動しているNPO・ボランティア団体の一部は、区の基金を財源とする活動費助成、協働事業助成を利用していますが、新規団体の応募は少ないのが現状です。
- 地域コミュニティ活動の促進には、利用者のニーズ等に対応した活動の場が求められています。
- 地域住民の高齢化等に伴い、担い手不足が顕著になっている地域があります。また、自主管理団体により、施設の運営が統一されていません。
- 施設が一斉に老朽化を迎え、計画的に改修等を行っていく必要があります。また、利用者の利用形態等の変化に伴う施設の機能更新等の要望について検討する必要があります。

■施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

①地域活動・交流の促進

- ❖ 若年層も含めた区民全体の地域コミュニティに対する関心を高め、地域住民相互の交流を促進するとともに、地域の連帯意識を醸成します。
- ❖ 地域課題を把握し、その特性にあわせた施策を展開します。

②様々な活動主体による連携・協力への支援

- ❖ 多様化する地域の問題に対して、町会・自治会や地域活動団体が協働して取り組めるようにします。

③協働推進体制の充実

- ❖ 北区NPO・ボランティアぷらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。
- ❖ NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。

(2) コミュニティ施設の充実

①コミュニティ活動の場の整備

- ❖ 地域を舞台に様々な活動を行う団体等に対し、活動の場を提供することで、自主的な活動を推進します。

②区民主体の施設運営の推進

- ❖ 区民により身近な施設となるよう、地域の担い手が不足している施設等についても、新たな担い手を募り、地域住民主体の施設運営を推進します。

③施設の適正な配置と維持・管理の推進

- ❖ 施設の集約化・複合化により、コミュニティ活動拠点として機能の充実を図ります。
- ❖ 利用者が施設を安心して快適に利用できるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、計画的な修繕、改修等を実施します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
地域活動に参加したことがある人の割合	14.8%	16.0%	17.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【033】地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために、地域円卓会議の開催など、地域のきずなを深める事業を推進する。また、地域課題をテーマにした講座等の開催などを通じ、町会・自治会への加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 町会・自治会加入支援	推 進	推 進	推 進	推 進
地域課題をテーマにした講座等の開催 500 人	検 討	500 人	250 人	250 人
北区NPO・ボランティア ぷらざの機能充実	推 進	推 進	推 進	推 進
地域円卓会議の開催	推 進	推 進	推 進	推 進
多様なチャネルを 活用した情報発信	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	30	15	15

☆【034】町会・自治会活性化推進事業

地域住民相互の交流及び自主活動を行う場である町会・自治会会館について、建設及び改修、耐震診断の一部を助成する。また、町会・自治会の運営支援のための講座開催や、専門家によるアドバイザー支援を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 新築等 52件	32件	20件	10件	10件
増築・改修等 67件	38件	29件	14件	15件
耐震診断 58件	8件	50件	25件	25件
専門講座開催 27回	—	27回	12回	15回
アドバイザー支援 270件	検 討	270件	120件	150件
	事業費(百万円)	354	173	182

【035】区民センターの整備（桐ヶ丘地区）

地域コミュニティ活動の拠点施設として、桐ヶ丘地区に区民センターを整備する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	検 討	完 成	整 備	完 成
	事業費(百万円)	1,113	483	630



ふるさと北区区民まつり

■施策体系図：コミュニティ活動の活性化

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) コミュニティ活動の支援	
①地域活動・交流の促進	
地域活動・交流への参加促進	【033】 地域のきずなづくり推進プロジェクト
多様なツールを用いた地域情報の積極的な提供	再掲 004 地域見守り支えあい事業
コミュニティ形成・地域連帯のための意識づくり	再掲 007 北区版地域包括ケアシステムの構築
グループ・団体の活動支援と自主的活動の促進	
②様々な活動主体による連携・協力への支援	
様々な活動主体による連携・協力のしくみづくり	
企業の地域参加の促進	
③協働推進体制の充実	
北区協働推進基金を活用した協働事業の充実と質の向上	
NPO・ボランティア活動団体等の連携と組織基盤の強化	
(2) コミュニティ施設の充実	
①コミュニティ活動の場の整備	
地域活動の場の機能充実	【034】 町会・自治会活性化推進事業
公共施設等身近な活動の場の確保	【035】 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
②区民主体の施設運営の推進	
コミュニティ施設の自主運営の推進	再掲 107 公共施設の再配置
③施設の適正な配置と維持・管理の推進	再掲 108 トイレリフレッシュ事業
施設の配置・機能の見直し	
地域にあわせた施設機能の効率化	
計画的な改修と維持補修	

■北区基本構想

グローバル時代にあってこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■基本方針

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

だれもが北区ゆかりの文化、区民の創意あふれる芸術文化や国際文化等、様々な文化芸術を身近に楽しめるよう、北区の文化資源を活用し、文化芸術活動の活性化に取り組みます。

(2) 歴史的文化の継承と活用

北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・地域ゆかりの文化に興味・関心を持つ。
- ・文化芸術活動の連携や交流を行い、ネットワークの充実を図る。
- ・家に伝わる民具等の身近な文化財に目を向ける。
- ・地域に伝わるお祭りや伝統行事に積極的に参加する。

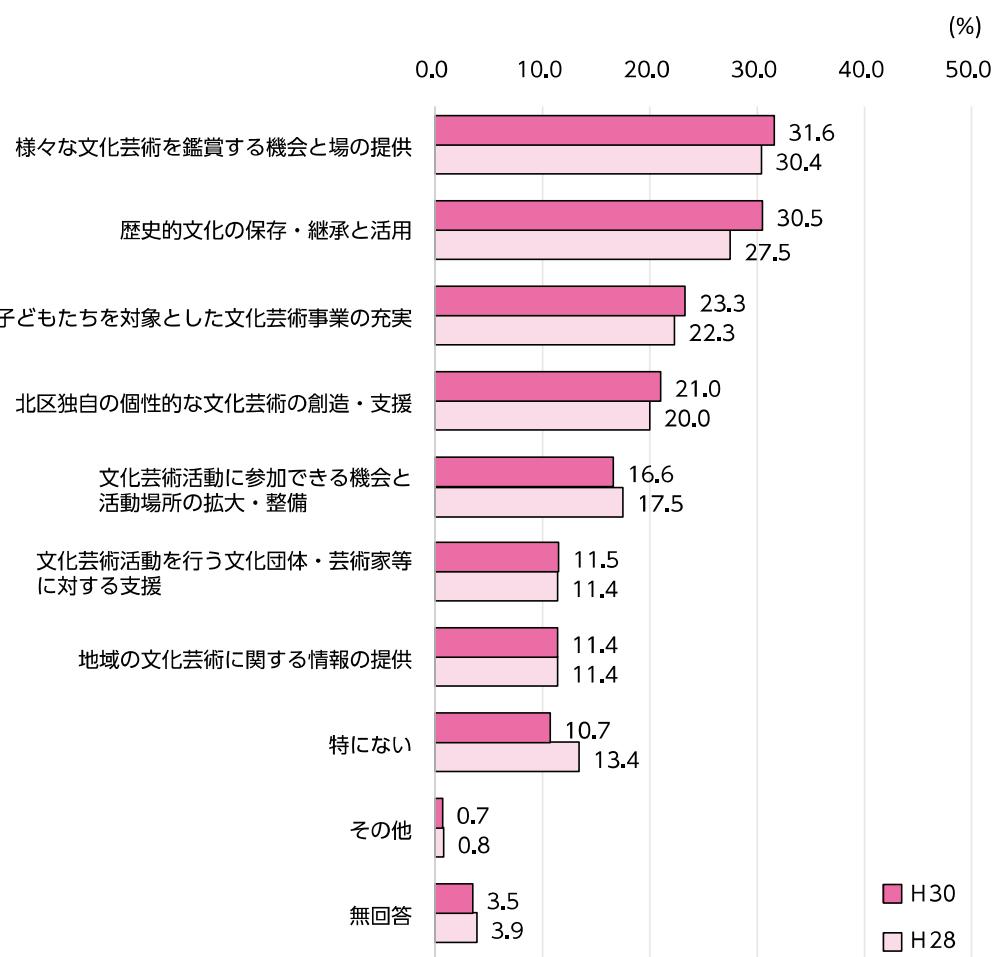
区（行政）の役割

- ・（仮称）芥川龍之介記念館をはじめ、地域ゆかりの文化を区民に伝える。
- ・文化芸術が身近なまちづくりを推進する。
- ・地域の活性化と文化芸術の振興を図る。
- ・文化財の保護や資料の収集・保存に努める。
- ・飛鳥山博物館における展示や教育普及活動の充実を図る。
- ・地域文化の保存・継承等の活動を支援する。

■現状と課題

- 地域への愛着を深めるとともに、北区の魅力の向上のため、芥川龍之介をはじめとした北区ゆかりの芸術家等の文化資源を有効に活用する必要があります。
- 区民主体の文化芸術活動を促進する必要があります。また、区民が文化芸術活動を行う際、より高い水準を達成するため、高い専門性や資質を持つ人材を支援する必要があります。
- 外国人が増加しているため、イベント開催時に外国人を取り込む工夫が必要になってきます。
- 子どもから高齢者まで、だれもが文化芸術活動を身近に鑑賞・体験できるよう、機会の拡充を図る必要があります。
- 文化芸術活動拠点ココキタ等で行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携が必要です。文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外の利用者の増加や新規利用者を取り込む工夫が必要です。
- 転入者数の増加や世代交代等で地域の伝統行事を知る人が少なくなるとともに、建物の建替え等によって近代建築等の文化遺産が失われつつあります。
- 国史跡中里貝塚が十分活用されておらず、中里貝塚をどのように保存し、活用するのかを検討する必要があります。
- 文化財のさらなる活用が望まれることから、観光資源としての活用等新たな工夫を行うことが課題となります。また、子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少なくなっています。

地域文化振興のため区が力を入れるべきだと思うこと



出典：北区民意識・意向調査

■施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

①地域の個性を生かした文化芸術の創造

- ❖ 北区の文化資源の活用や芸術家の創造的活動や交流活動を促進します。
- ❖ 田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化を図ります。

②北区らしい文化芸術活動の発展・支援

- ❖ だれもが主体的に文化芸術を楽しみ、発表できる場を数多く提供するとともに、芸術家や指導者等を支援します。

③様々な文化芸術に触れる機会の拡大

- ❖ より多くの区民や観光客が文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ機会を提供します。

④文化芸術を支えるしくみの構築

- ❖ 区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進を図ります。
- ❖ 文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるとともに、新規利用者を取り込む工夫を図ります。

(2) 歴史的文化の継承と活用

①歴史的文化の継承と活用

- ❖ 歴史的文化を保存し、次世代に継承していきます。
- ❖ 中里貝塚を保存し、国史跡指定地の整備活用を行います。
- ❖ 史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図ります。
- ❖ 子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
「区のイメージ」における「文化のにおいが薫るまち」の回答率	3.9%	5.0%	5.5%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【036】文化芸術活動の推進

北区の文化資源の魅力を幅広く区内外へ発信することや、文化芸術活動における区と区民との連携、文化団体同士等の連携を図ることにより、北区の文化芸術活動を促進する。

また、高齢者や障害者、ファミリー世帯、外国人等も含めた多様な人々が、文化芸術活動に取り組めるよう支援を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	281	141	141

☆ 【037】(仮称) 芥川龍之介記念館の整備

芥川龍之介の名を冠し業績を顕彰する施設として、日本で初となる、(仮称) 芥川龍之介記念館を開設し、文学界に残した多大な功績を称えるとともに、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	203	200	3

☆ 【038】ドナルド・キーン氏の功績を生かした特色ある文化事業の展開

北区西ヶ原に40年以上居を構え、平成31年2月に逝去された北区名誉区民である日本文学研究者ドナルド・キーン氏の原稿や書簡等の資産を保存・活用し、キーン氏の功績と北区とのつながりを広く発信する。このことを通じて区民の北区に対する愛着や誇りを醸成するとともに、北区への興味・関心の喚起による交流人口の創出や次代への文化教育等の推進をめざす。

所管部：地域振興部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	—	—	

【039】北とぴあの改修

産業と文化・芸術活動の拠点として充実を図るとともに、利用者ニーズにあわせ、多くの人々に親しまれる施設をめざし、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、北とぴあの施設全体を改修する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 了	検 討	完 了	設 計	完 了
	事業費(百万円)	10,072	522	9,550

☆ 【040】国指定史跡中里貝塚の保存・活用

地域の重要な財産である中里貝塚を、教育・観光等の資源として次世代に伝えるため、令和元年度末策定予定の中里貝塚保存活用計画に基づいた保存と管理を行い、観光も視野にいれた整備を実施する。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	保存活用計画策定	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 史跡広場の整備	保存活用計画策定	完 成	完 成	
史跡の活用	保存活用計画策定 事業費(百万円)	推 進 90	推 進 90	推 進 —

■施策体系図：個性豊かな地域文化の創造

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信	
①地域の個性を生かした文化芸術の創造	
個性的な文化芸術の創造の促進	
地域文化芸術の再生と創造活動の支援	
文化芸術創造のための環境づくり	
文化芸術活動の支援体制の検討	
②北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
高い専門性や資質を持つ人材への支援	【036】 文化芸術活動の推進
区民主体の文化芸術活動の促進	【037】 (仮称) 芥川龍之介記念館の整備
自主的活動の支援と協働の推進	【038】 ドナルド・キーン氏の功績を生かした特色ある文化事業の展開
文化芸術の発表機会の充実	【039】 北とぴあの改修
③様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
質の高い文化芸術に親しむ機会の充実	
子どもたちへの文化芸術体験機会の拡充	
音楽高校等との連携事業の推進	
④文化芸術を支えるしくみの構築	
既存施設の有効活用	
新たな活動拠点を核とした情報発信と連携・交流の促進	
(2) 歴史的文化の継承と活用	
①歴史的文化の継承と活用	【040】 国指定史跡中里貝塚の保存・活用
文化遺産の保存・継承・活用	

2-4 生涯学習の推進

■北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■基本方針

(1) 情報提供・相談体制の充実

区民のニーズや時代に適合した学習情報の提供や相談対応ができるよう、学習情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS 等区民が使いやすいツールの積極的な活用を図ります。

(2) 学習機会の拡充

区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことのできる環境整備や、IT 活用といった社会の変化に対応した技術・技能の習得等、リカレント教育※も視野に入れた学習環境の整備を推進します。また、図書館や文化センターをはじめとする、区民に身近な学習の場の充実を図ります。

(3) 学習成果の活用

区民の学習成果を生かせる地域活動の場を拡充するとともに、地域と学校が北区の将来を担う人材の育成を図るパートナーとして連携し、地域全体の教育力向上につなげます。

※ リカレント教育：義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。急速に変化する社会において、教育はすべての人々にとって生涯に通じて必要であるという考え方を基礎としている。



北区区民大学「渋沢栄一をじっくり学ぶ」フィールドワーク



バルーンアート運営団体による子どもたちの
バルーンアート体験（文化センター子どもひろば）

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

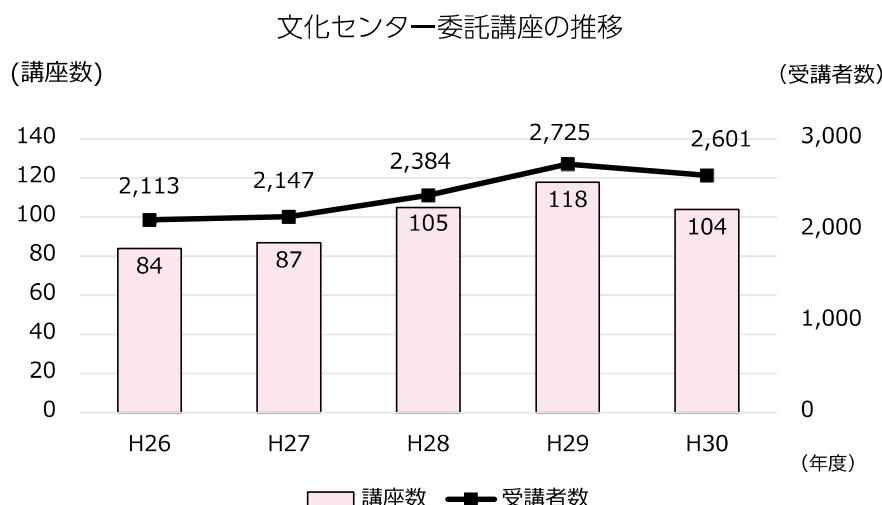
- ・生涯学習講座等、学習活動の場へ積極的に参加する。
- ・学びに対するニーズを行政に届ける。
- ・地域で学習活動を行う団体等の運営に関わる。
- ・学習活動の場を通して交流の輪を広げる。
- ・ボランティア活動等を通して、学びの成果を地域の中に還元する。

区（行政）の役割

- ・生涯学習に関する情報提供の充実、学習相談体制の充実を図る。
- ・多様な学習プログラムを提供する。
- ・地域で学習活動を行う団体等を支援する。
- ・図書館や文化センター等、身近な場所で学べる環境の充実を図る。
- ・学びの成果を地域活動の中に生かすしくみづくり、人材の育成を行う。

■現状と課題

- 区民が自己に適した方法で、学習情報を入手できるよう提供方法を充実させるとともに多様化する区民のニーズに即した学習情報の充実が求められています。
- 区民が気軽かつ継続的に学習活動に取り組めるよう支援を行う必要があります。
- 社会の変化に適切に対応して人間性豊かな生活を送るために、様々な場面で学習が必要となっています。そのため多様なライフスタイルに対応した幅広い学習機会が望まれています。
- 多様性と高度情報化が求められる公立図書館のあり方を検討し、区民のニーズとの整合を取りながら充実を図ることが求められています。
- 多様化する区民の学習スタイルにあわせた事業・講座等、生涯学習の入口として様々な情報を備え、利用しやすい環境を整備し、区民のニーズに応える必要があります。
- 地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民が学習成果を生かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要があります。また、放課後子ども総合プランの導入に伴い、子どもたちが安全・安心して活動できる学校内における活動内容の充実が求められています。



出典：生涯学習・学校地域連携課資料

■施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

①学習情報提供・学習相談体制の充実

- ❖ 多様化する区民の学習ニーズに対し、幅広い世代の区民に的確に届くよう、様々な方法を活用しながら学習情報の提供を行います。
- ❖ 区民の生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援するため、学習相談体制の充実を図ります。

(2) 学習機会の拡充

①多様なニーズに応える学習機会の拡充

- ❖ 区民が多様なライフスタイルにあわせて主体的に学習に取り組むことができるよう、大学や企業との連携、図書館や文化センター等社会教育施設や学校教育との連携によって、リカレント教育も視野に入れ、時代のニーズに応える多様な学習機会の充実を図ります。
- ❖ 区民が主体となって講座や学習会を企画できるよう支援を行います。

②身近な学習の場の充実

- ❖ 図書館や文化センターの利便性向上に努めるほか、学校やふれあい館等、地域の身近な施設を学習の場として積極的に活用します。
- ❖ 区民と協働し、学校図書館や地域図書館との連携を軸として子どもの読書活動を推進します。

(3) 学習成果の活用

①学習成果を生かしあうしくみづくり

- ❖ 地域で自主的な社会教育活動を行う団体を支援するとともに、団体同士の交流促進を図り、区との協働事業を推進します。
- ❖ 学校と地域の連携・協働による取組みの中で、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するような環境整備を図ります。
- ❖ 学びを還元する場として、青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を開展します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
区の施策の満足度 生涯学習の推進の回答が満足又はやや満足と回答した割合	16.0%	17.0%	18.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

☆ 【041】地域活躍ステップアップ事業

人生100年時代を迎える中、文化センター等で行う学習活動には、高齢者が主体的に参加しており、学んだ成果を地域へ発信し、学びの輪を広げ、社会貢献の場を求めている参加者も多い。こうした現状を踏まえ、「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元するしくみをつくる。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	— 事業費(百万円)	推進	実施	推進
		12	5	7

■施策体系図：生涯学習の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 情報提供・相談体制の充実	
①学習情報提供・学習相談体制の充実	
様々な情報伝達手段の活用	
生涯学習情報提供システムの充実	
学習相談体制の充実	
(2) 学習機会の拡充	
①多様なニーズに応える学習機会の拡充	
多彩な学習機会の提供	
社会教育施設と学校教育の連携強化	
ライフスタイルに適した学習機会の提供	
体験学習の場の提供	
家庭教育に関する学習機会の充実	【041】地域活躍ステップアップ事業
②身近な学習の場の充実	
図書館サービスの充実	
歴史的映像資料の保存活用	
子どもの読書活動推進	
図書館を中心とした地域コミュニティの創出	
公共施設の有効活用	
博物館の講座等の充実	
(3) 学習成果の活用	
①学習成果を生かしあうしくみづくり	
社会教育活動団体の支援	再掲 005 いきがいづくり支援事業
学校と地域団体・ボランティアの連携による地域教育力の向上	
青少年団体・指導者育成の支援	
区民との協働による学習機会の提供	

2-5 生涯スポーツの推進

■北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

■基本方針

(1) 身近なスポーツの場の整備

既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放など区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーを有効活用します。

(2) 参加機会の拡充

だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会を充実し、さらなるスポーツ実施率の向上をめざします。障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通じ地域が活性化できるよう、「トップアスリートのまち・北区」を推進します。



トップアスリート直伝バレー教室



トレセン通りウォーク・スポーツフェスタ

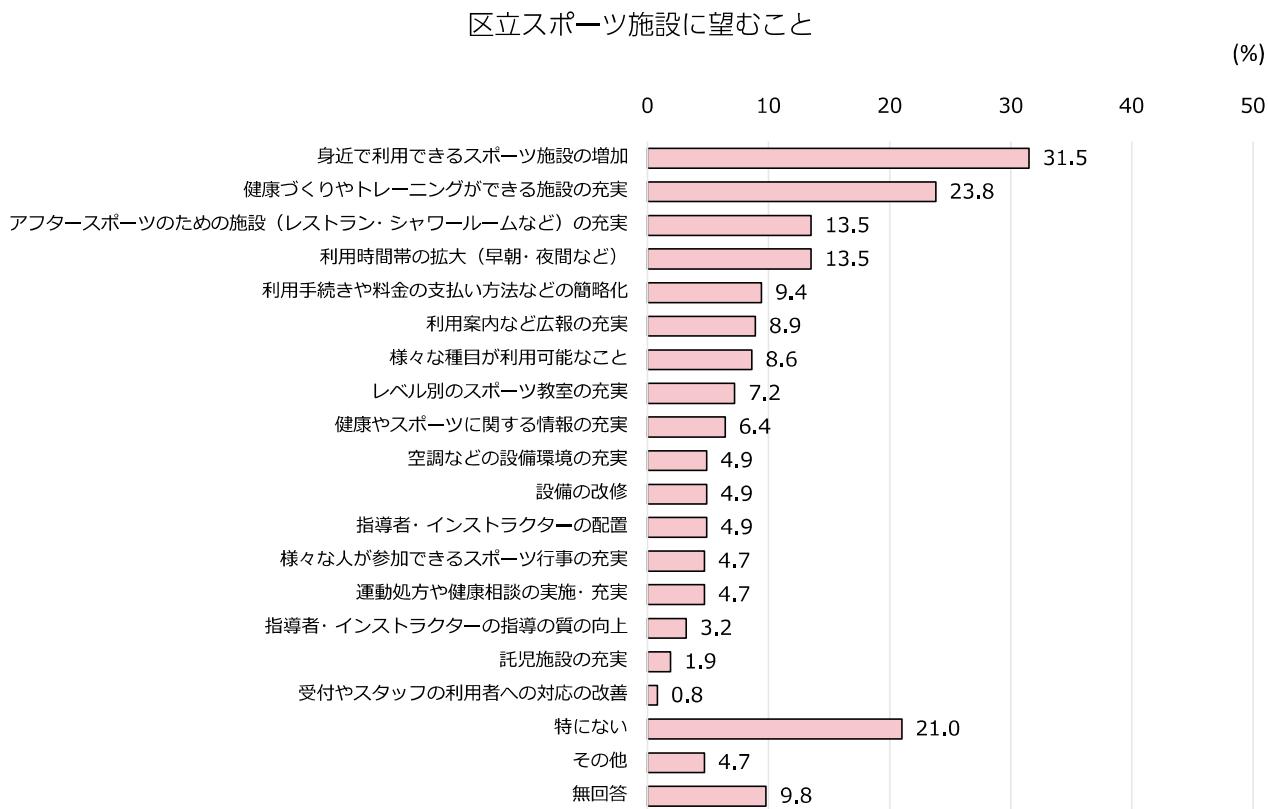
■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な場所でスポーツを楽しむ。 ・ 障害者スポーツへの理解、関心を持つ。 ・ スポーツに関わる様々な施設や団体等は、障害者スポーツの環境づくりに取り組むとともに、身近な場所でスポーツを楽しむ機会をさらに拡充する。 ・ トップアスリートをめざす区内企業等のスポーツ選手を理解・応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より身近にスポーツに親しむ環境を整備する。 ・ 障害の有無に関わらず楽しめる障害者スポーツイベントを実施する。 ・ 初級障がい者スポーツ指導員の資格取得を促進する。 ・ 体育協会との連携をさらに強化する。また、スポーツ推進委員協議会の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を支援する。 ・ アスリートや区にゆかりのある選手・競技についての区民への周知や、施設及び周辺のバリアフリー整備をするなど支援を行う。

■現状と課題

- 桐ヶ丘体育館等、施設の老朽化が課題となっています。また、バリアフリー整備は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き求められます。
- 利用時間と場所に限りがある中、スポーツをしたいという区民要望に十分に応えていくための工夫が求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後には、気運醸成を図ることを目的とする事業から、レガシーを有効活用していく事業への転換が必要になります。
- 区民のスポーツ実施率※は年々向上していますが、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるよう、さらなる向上に向けた取組みが必要です。
- 超高齢社会の到来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでおり、スポーツを通じた地域のきずなづくりが必要です。
- 地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブが王子地区ではなく、新たな設立が求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後もスポーツボランティア制度に対する気運が引き続き醸成されるように取り組む必要があります。
- 障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する必要があります。

※ スポーツ実施率：週 1 日以上、スポーツを実施する人の割合。



出典：平成 30 年度北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査結果報告書

■施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

①スポーツ環境の整備及び有効活用

- ❖ 既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放など区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携により、スポーツができる場の提供に努めます。
- ❖ 今後活用が見込まれる水辺空間等を利用して、スポーツに親しみやすい環境整備を推進します。
- ❖ 施設利用までの手続き等を見直し、区民の利便性の向上に努めます。

②東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用

- ❖ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出されたレガシー※を有効活用しながら、「JOC の進めるオリンピック・ムーブメント※」を恒常的及び普遍的に推進することで JOC と連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進していきます。

※ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が単なるスポーツの祭典のみならず、大会を契機に文化的・経済的・社会的等の様々な分野に影響をもたらし創り出されたもの。

※ JOC の進めるオリンピック・ムーブメント：JOC が定めたオリンピック精神を念頭に置いた教育活動、社会貢献や情報発信の取組みをする上での指針。北区は、JOC とパートナー都市協定を締結し、この指針を推進していく。

(2) 参加機会の拡充

①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進

- ❖ 子どもから高齢者までだれもが、身近な場所で気軽にスポーツをする機会、みる機会の拡充に取り組みます。

②様々な連携・協働による地域のきずなづくり

❖ スポーツを通した様々な連携・協働による地域のきずなづくりを推進するとともに、健康長寿社会の実現に取り組みます。

③スポーツを支える人材の育成・確保

❖ 地域で自主的に活動できる知識・技術を持つ人材を、将来にわたり継続的に育成します。

④障害者スポーツの推進

❖ 障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある人との人の相互理解を図ります。

⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

❖ 「トップアスリートのまち・北区」を主体的に捉え、「JOC の進めるオリンピック・ムーブメント」を念頭に置き、トップアスリート輩出に向けた施策を継続的に行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
北区開催のスポーツイベントへの参加経験	9.1%	12.0%	15.0%

出典：平成 30 年度北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査結果報告書

■計画事業

【042】桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	検 討	完 成	整 備	完 成

事業費 (百万円)

1,467

185

1,282

☆ 【043】スポーツ施設の整備

区民に多様なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりに役立つよう、スポーツ施設の整備を推進する。老朽化した滝野川体育館の大規模改修及び北運動場の再整備等を行い、利用者に安全で快適なスポーツ活動の場を提供するとともに、施設稼働の効率化を図る。

所管部：地域振興部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
3 力所	検 討	3 力所	3 力所	
(内訳) 滝野川体育館の大規模改修	—	完 了	完 了	
北運動場グラウンドの再整備	—	完 了	完 了	
豊島ブロックスポーツグラウンド整備	検 討	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	2,385	2,385	

※ 豊島ブロックスポーツグラウンド整備の事業費については、【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出に計上している。

【044】「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出された、リレーションシップ協議会や JOC との連携事業等の、人やモノ、文化等のレガシーを活用し、引き続き「トップアスリートのまち・北区」を推進する。また、フェンシング・車いすフェンシング教室、トップアスリート直伝教室を通じ、トップアスリートの育成をめざす。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) リレーションシップ協議会	推 進	推 進	推 進	推 進
フェンシング・車いすフェンシング教室	推 進	推 進	推進・支援	推進・支援
トップアスリート直伝教室	推 進	推 進	推 進	推 進
JOC 連携事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
オリ・パラ関連イベント	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	112	86	26

☆ 【045】 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

区民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、子ども、働き盛り・子育て世代、高齢者等、また、障害のある方もない方も、ライフステージや一人ひとりの状況に応じたスポーツ活動やそのための機会づくりを推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) わくわく土曜スポーツクラブ	推 進	推 進	拡 充	推 進
北区ハートスポーツフェスタ	推 進	推 進	推 進	推 進
シルバースポーツ大会	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費 (百万円)	50	25	25

【046】 総合型地域スポーツクラブの設立・支援

地域住民の健康・体力づくりのために、スポーツ活動の場を提供してスポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として、総合型地域スポーツクラブの設立を推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
3 クラブ設立	2 クラブ設立	1 クラブ設立	1 クラブ設立	—
	事業費 (百万円)	—	—	—

■施策体系図：生涯スポーツの推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 身近なスポーツの場の整備	
①スポーツ環境の整備及び有効活用	
スポーツ施設の整備	【042】桐ヶ丘体育館の改築
国・公立スポーツ施設等の地域開放	【043】スポーツ施設の整備
学校施設・設備の地域開放	【044】「トップアスリートのまち・北区」 推進プロジェクト
スポーツに関する情報発信	
施設のバリアフリー化	
②東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 におけるレガシーの創出・活用	(要請) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの活用促進
「トップアスリートのまち・北区」の PR	
関係機関・団体と連携した「トップアスリートのまち・北区」の推進	
(2) 参加機会の拡充	
①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進	
幼児期からの運動習慣の定着	
子どもたちのスポーツ活動の参加促進	
成人・子育て世代のスポーツ活動の啓発	
高齢者の健康・体力づくりの推進	
②様々な連携・協働による地域のきずなづくり	
区民相互のスポーツ交流の促進	【045】ライフステージ等に応じたスポーツ活 動の推進
地域と子どもの交流によるスポーツの推進	
スポーツ団体等関係機関の連携による活動の充実	
地域に根ざしたスポーツクラブの育成・支援	【046】総合型地域スポーツクラブの設立・支援
③スポーツを支える人材の育成・確保	
指導者・リーダーの育成	
スポーツ推進委員の育成	
ボランティアの活動支援及び育成	
④障害者スポーツの推進	
障害者が参加しやすい環境づくり	
障害者のスポーツ参加の推進	
初級障がい者スポーツ指導員の養成	
障害者スポーツの普及啓発	
⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進	
小・中学生対象のスポーツ教室等の開催	
子どもたちの競技力向上とアスリート育成	

2-6 未来を担う人づくり

■北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■基本方針

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育や新学習指導要領の全面実施に伴う指導体制の構築、就学前教育保育や特別支援教育の充実等により、「知・徳・体」の育成を相互に関連付けながら、多様な児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かで質の高い教育を推進します。

(2) 教育環境の整備

学校における働き方改革を踏まえつつ、多様化していく学校教育へのニーズに的確に対応できる教育環境の整備を推進します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会の連携を推進し、家庭の教育力向上や地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを図ります。

(4) 地域に開かれた学校づくり

コミュニティ・スクール※をはじめとした、学校と地域、保護者が連携し、協働しながら、子どもたちの成長を支えるしくみづくりを推進します。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

町会・自治会や青少年地区委員会等の地域コミュニティと協働して青少年の健全育成に取り組み、青少年が主体的に地域活動へ参加できるよう支援を行います。

※ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるしくみのこと。一般的に、学校運営協議会（保護者や地域住民が学校運営に参加するための組織）によって運営される公立学校がコミュニティ・スクールと通称されている。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・放課後学習や家庭学習の定着を図る。
- ・子どもが外国語を学び、親しむ機会を増やす。
- ・教育総合相談センターや学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談等を活用する。
- ・望ましい教育環境づくりに向けた学校との意見交換等を行う。
- ・子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせる。
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・学校と協力し、地域全体で子どもたちの成長を見守り、支える。
- ・学校教育に関わるボランティアに参加し、活動への協力を行う。
- ・青少年地区委員会の活動へ積極的に参加する。

区（行政）の役割

- ・教員の指導力向上に向けた取組みを行う。
- ・多文化を相互理解する場の環境整備を行う。
- ・総合的な教育相談の体制を整備する。
- ・子どもや保護者が安心できる学校環境づくりを行う。
- ・地域から親しまれる開かれた学校づくりを行う。
- ・家庭と連携して学習習慣の定着に向けた取組みを行う。
- ・学校を地域コミュニティの核とし、地域住民とともに子どもたちの成長を支える。
- ・地域の人材を生かす場、情報交換の場を提供し、ネットワークづくりを行う。
- ・青少年地区委員会の活動への支援を行う。

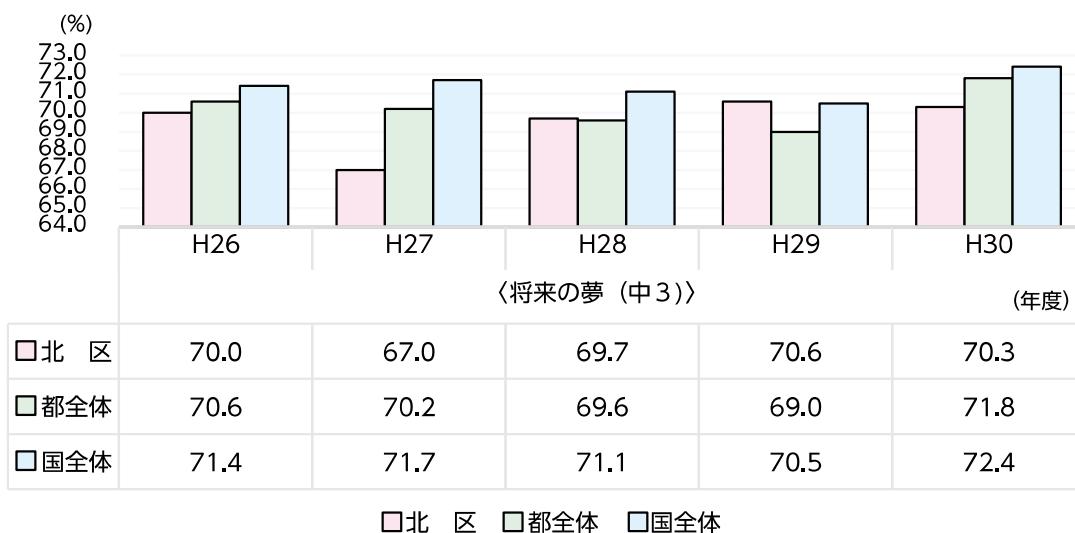
■現状と課題

- 児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るため、教員の指導力向上が必須です。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、知識の理解の質を高め、子どもに必要な資質・能力を育む教育の実現がより一層求められています。
- 社会の中で他者とともにによりよく生きるため、その基盤となる豊かな人間性を育んでいくことが重要です。また、道徳科の新設への対応とともに、いじめや体罰の根絶に向けて全力で取り組んでいかなければなりません。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け進めてきた、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、多様な国の文化やスポーツに親しむ態度の育成とからめて推進していく必要があります。また、生涯いきいきと健康であるためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。
- 外国語科の新設（小学校高学年）へ対応するとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の醸成が、これから時代、異なる文化との共存において必要となります。
- 知的障害や発達障害、発達障害の疑いのある児童・生徒の増加に対応して、義務教育期の多様な学びの場を提供する必要があります。また、増加する不登校児童・生徒への対応も求められています。
- 小1 プロブレム・中1 ギャップ解消のため、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進が求められています。また、学校や地域の特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施・評価・改善をする必要があります。
- 幼稚園・認定こども園・保育園から小学校へ入る子どもたちの学びの連續性を重視した取組みが必要です。
- 「学校における働き方改革」提言による、学校を取り巻く環境の整理・改善が必要です。また、新学習指導要領を踏まえたカリキュラムを作成し、学習指導を行う必要があります。
- 新学習指導要領等との整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備

に対応する必要があります。

- 区全体の児童・生徒数は、現在は増加傾向にあります、将来的には減少することが見込まれています。現状では、児童・生徒数の増加により、一部の学校で教室の不足が懸念されている一方、適正規模を確保することが難しい小学校も存在しています。すべての学校が充実した教育活動を展開できるように、児童・生徒数や地域の動向を踏まえて、良好な教育環境の確保に努める必要があります。
- 教育の総合相談窓口として、教育総合相談センターを設置し、機能の充実を図りましたが、相談件数の増加や相談内容の複雑化等に今後も対応していかなければなりません。
- 地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応することが求められており、地域と学校がパートナーシップとして連携・協働するための組織的・継続的なしきみが必要不可欠であると指摘されています。
- 家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、子どもの心の拠り所、すべての教育の出発点であることを踏まえ、核家族化等を背景に、地域全体で子どもの成長を支えるための地域や家庭における教育力の向上が大きな課題となっています。
- 情報化の進展により学校を取り巻く家庭・地域の状況は急速に変化しており、子どもが地域で安全・健全に育つ環境を整備していくため、学校と地域がさらに連携し、双方向に人材を交流し、双方の教育力を高めていく必要があります。また、コミュニティ・スクールについて先進事例を共有し、学校・地域でさらに理解を深めていく必要があります。
- 学校施設の地域開放にあたっては、貸出のしくみや施設管理の方法等について改善していく必要があります。
- 地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組む必要がある中、青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっています。
- スマートフォンやインターネットの普及等、時代の変化に対応した地域環境整備活動を実施していくなければなりません。
- 学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築及びリノベーション事業に取り組んでいく必要があります。

将来の夢や目標を持っていると回答した人数の推移（中3）



出典：全国学力・学習状況調査

■施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

①確かな学力の保証

- ❖ 基礎的な知識・技能の習得、確かな学力の定着をめざします。
- ❖ 主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要な資質・能力を育成します。

②豊かな心の育成

- ❖ 思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力等、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ❖ 子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

③健やかな体の育成

- ❖ 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- ❖ 食育や病気・依存症予防の啓発等、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。

④グローバル時代に対応した国際人の育成

- ❖ 外国文化に積極的に触れあう環境の構築やプログラミング教育等による、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する機会の充実を図り、国際化や情報化が急速に進展する社会に対応できる子どもの育成を行います。

⑤個に応じたきめ細かな教育の推進

- ❖ 就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な児童・生徒の状況に即した教育環境を整えます。
- ❖ 不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員が連携して支援を行います。

⑥特色ある教育活動の推進

- ❖ 北区学校ファミリー構想※のもと、小中一貫教育を推進します。
- ❖ 学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメント※により、教育活動の質の向上を図ります。

⑦就学前教育の充実

- ❖ 家庭や地域との連携を強化して就学前教育保育の充実を図るとともに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携を密にし、小1プロブレムの解消をめざします。

※ 北区学校ファミリー構想：通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携等の基盤となる北区独自の教育システム。12のサブファミリーごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、様々な連携・交流活動を実施している。

※ カリキュラム・マネジメント：児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

(2) 教育環境の整備

①授業力の向上

- ❖ 学校における働き方改革や新学習指導要領を踏まえた指導体制の充実や業務改善の推進により、教職員が児童・生徒一人ひとりと向き合う時間を確保できるようにします。

②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

- ❖ 計画的に学校施設・設備の整備を進めるとともに、良好な状態で学校施設を使用できるよう教育環境の整備を図ります。

③学校規模の適正化・適正配置

- ❖ 就学前児童を含めた児童・生徒数の動向や、地域の実情等を見据え、保護者や地域の理解のもと、区立学校の適正規模を確保すること等により、引き続き教育環境の改善と向上を図ります。

④教育支援体制の整備

- ❖ 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、ワンストップの総合相談窓口としての体制及び機能の充実を図ります。
- ❖ 多岐に渡る相談内容に対応できる専門的な知識や経験を持つ人材の確保、活用を行います。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

①学校・家庭・地域社会の協働

- ❖ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働するしくみづくりを行います。
- ❖ 北区学校ファミリー構想におけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを引き続き推進し、学校と地域の関係機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。

②家庭・地域社会の教育力の向上

- ❖ 家庭教育の充実を支援するため、学校を核として家庭や地域と協力・連携を図りながら、地域や家庭における教育力の向上をめざします。

(4) 地域に開かれた学校づくり

①地域社会との交流促進

- ❖ 地域の教育力の活用によって学校の教育力を高め、双方が交流し連携することによって、地域全体による子どもの健全育成を図ります。
- ❖ 保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくためのしくみであるコミュニティ・スクールを推進し、質の高い学校教育の実現を図ります。

②学校施設の地域開放の充実

- ❖ 区立小・中学校の体育館・教室・校庭などについて、より利用しやすいしくみづくりや施設管理办法などを検討します。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

①青少年の社会参加の促進

❖ 青少年が地域社会の一員としての自覚を高めるための積極性や社会性を養うための取組みを行うとともに、学校と地域の連携を強化し、青少年を地域の人材として学校活動をはじめとした多様な地域活動に生かせるしくみを構築します。

②青少年を育む地域環境の整備

❖ スマートフォン等から簡単に入手可能な現代における有害情報への対策、地域や学校 PTAによる非行防止・犯罪防止活動を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化を図ります。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①全国学力・学状況調査の各項目別等の集計結果分析	都平均を下回る項目数 (国語) 10 項目中 小学生 3 項目 中学生 10 項目 (算数・数学) 9 項目中 小学生 2 項目 中学生 8 項目	全ての項目において、都の平均程度	全ての項目において、都の平均以上
②園児充足率 (幼稚園部分在籍数 / 定員数)	56.8 %	90.0 %	90.0 %
③改築事業完成校	12 校	15 校	20 校

出典：①全国学力・学習状況調査、②③区調査（事業実績）

■計画事業

【047】確かな学力向上プロジェクト

子どもたちが確かな学力を着実に身に付け、社会的自立の基礎を養うよう、安定した学びの環境を整え、主体的・対話的で深い学びを実践できる児童・生徒の育成を図る。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進

事業費(百万円)

4,580

2,273

2,307

【048】グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解能力、日本人としてのアイデンティティ、論理的思考力等を身に付けるとともに、将来様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図る。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	1,971	991	980

【049】区立認定こども園の設置

就学前教育・保育のさらなる充実と未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行するための検討を行うとともに設置をめざす。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
3園設置	1園設置	2園設置	1園設置	1園設置
	事業費(百万円)	—	—	—

【050】学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、令和元年度末策定の現行の「北区立小・中学校改築改修計画」を包括した「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて順次計画的に取り組む。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
20校完成	12校完成	8校完成	3校完成	5校完成
	事業費(百万円)	44,335	24,875	19,460

☆ 【051】学校施設の長寿命化の推進

学校施設の長寿命化にあたっては、将来にわたって長く使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる長寿命化を目的とした大規模な改修工事を「リノベーション（長寿命化改修）」として位置づけ、これを主体として順次計画的に取り組む。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
リノベーション 8校完成	モデル事業実施	8校完成	3校完成	5校完成
	事業費(百万円)	14,771	7,171	7,600

※ リノベーション工事の完成時期は、完成年度の年度末を予定している。

■施策体系図：未来を担う人づくり

基本施策 単位施策 施策の方向	計画事業
(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進	
①確かな学力の保証 基礎的な知識・技能の確実な定着 自ら考え、判断し、表現する力の育成 言語力の向上 学習意欲の向上 学習習慣の確立	
②豊かな心の育成 学校全体を通した規範意識の向上、人権教育の推進	
③健やかな体の育成 運動や食育を通した健全な心身の育成 アルコールや薬物、病気に関する啓発教育	
④グローバル時代に対応した国際人の育成 外国語活動の充実 北区の文化伝統等を継承する郷土学習の推進 新聞を活用した授業の展開 プログラミング教育の推進	【047】 確かな学力向上プロジェクト 【048】 グローバル人材育成プロジェクト 【049】 区立認定こども園の設置
⑤個に応じたきめ細かな教育の推進 きめ細かな個に応じた教育の推進 特別支援教育システムの推進 不登校児童・生徒への支援 人間関係を築く能力・キャリア教育の推進	再掲 019 子どもの未来応援プロジェクトの推進 (要請) 教職員の人事権や学級編成教職員定数の権限移譲
⑥特色ある教育活動の推進 学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進 特色ある教育活動の推進 学校評価を生かした学校経営力の強化	
⑦就学前教育の充実 家庭、地域との連携による幼児教育の充実 就学前教育による小1プロブレムの解消 認定こども園のあり方検討	
(2) 教育環境の整備	
①授業力の向上 教職員研修の整備・充実 教育現場におけるICT環境の整備 教員働き方改革の推進	
②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備 学校の改築 学校施設の長寿命化の推進 ICT教育の基盤整備	【050】 学校の改築 【051】 学校施設の長寿命化の推進
③学校規模の適正化・適正配置 小学校の適正配置の推進	再掲 021 児童相談所等複合施設の整備 (要請) 学校施設の整備促進
④教育支援体制の整備 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実 適応指導教室の強化 総合的な相談拠点となる複合施設の整備	
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進	
①学校・家庭・地域社会の協働 学校・家庭・地域社会等の連携 サブファミリー単位での特色ある教育活動	再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保

②家庭・地域社会の教育力の向上		
学校支援ボランティア等の人材活用による地域教育力の向上		
家庭との連携による家庭教育力の向上		
保護者、地域社会への情報発信		
(4) 地域に開かれた学校づくり		
①地域社会との交流促進		
地域の教育力の活用		
学校の教育力の地域活用		
コミュニティ・スクールの推進		
②学校施設の地域開放の充実		
学校施設の地域開放の推進		
教室の多機能化と複合化による施設の共用・共有の促進		
(5) 青少年の健全育成と自立支援		
①青少年の社会参加の促進		
青少年の社会参加の促進		
多様な年代や人々との交流		
②青少年を育む地域環境の整備		
地域環境の整備		

再掲 107 公共施設の再配置

2-7 グローバル時代のまちづくり

■北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■基本方針

(1) 地球市民を育む意識づくり

長期的な視点で幅広い世代の区民に対し、人権※の尊重、と多様性社会※、平和の推進に向けた事業を実施します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

区民の国際感覚を養うため、海外友好都市との交流を充実させるとともに、地域の多様な主体との連携・協働による国際交流・国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人区民が国籍を意識することなく、安心して暮らせる北区を実現するため、行政情報の多言語化や異文化理解を推進するとともに、地域交流や地域参画の機会創出を行います。



青少年交流団海外派遣の様子（米国ウォルナットクリーク市）

※ 人権：人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利をいいます。一言で人権と言っても、女性の人権、子どもの人権、同和問題、北朝鮮による拉致問題、犯罪被害者やその家族の人権問題など様々な人権問題があります。東京都では、「東京都人権施策推進指針」等において、主な人権課題として17の項目を取り上げています。

※ 多様性社会：人種、性別、年齢などに縛られることなく、個人がその人らしく生活し、まわりの人も認めあうことができる社会をいいます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・人権、平和についての関心を持つ。
- ・国際交流事業に積極的に参加し、その成果を周囲と共有する。
- ・NPOや外国人支援団体が中心となりネットワークを構築し、地域課題を共有する。
- ・お互いの多様性を認めあい、多文化を受け入れる。

区（行政）の役割

- ・区民が主体的に人権、平和活動に参加できるしくみづくりを行う。
- ・国際交流事業の積極的な周知、呼びかけを行う。
- ・区民や外国人支援団体と連携し、地域課題の解決に向けた施策の推進を図る。
- ・多様性を認めあう、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する。

■現状と課題

○だれもが安心して暮らせる社会となるよう、幅広い世代の区民が人権や多様性について考えるきっかけづくりが求められています。また、将来を担う子どもたちへの普及・啓発が重要であることから、長期的な視点で施策を展開する必要があります。

○平和に貢献する地球市民を育むため、幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められています。

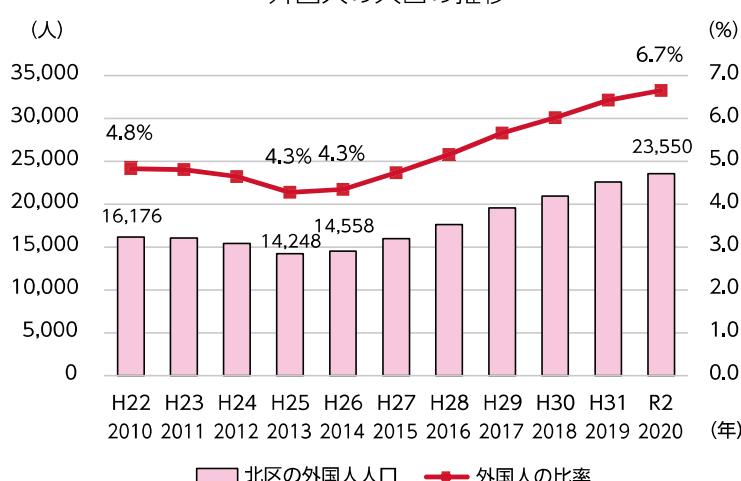
○外国人区民との交流機会が今後増えていくと予想される中、お互いの文化に対する理解を深めていく必要があります。また、地域の国際化に関する課題は多岐に渡ることから、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体が事業全体を担うようなしくみづくりの必要性が増しています。

○外国人への情報伝達の一層の充実を図るとともに、日常生活における誤解やトラブル等を生じさせないために、日本語学習の機会等の支援を充実させる必要があります。

○国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会実現の基本であり、外国人区民との交流機会を増やし、様々な分野での接点を見出す必要があります。

○日本の生活ルールやしくみを知らないため、地域活動に参加できない外国人がいることが課題であり、外国人を支援する一方で外国人ならではの視点や文化・経験をまちづくりに生かすしくみづくりが必要となります。

外国人の人口の推移



出典：外国人登録及び住民基本台帳（各年1月1日現在）

■施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

①人権の尊重

- 国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無、出身地等の多様性を認めあい、だれもがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした、幅広い世代の区民への普及・啓発を目的とした事業を長期的に展開します。

②平和の推進

- 「北区平和都市宣言」でうたう「平和で自由な共同社会の実現」に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に対し、平和への意識の普及・啓発を行うなど、平和祈念事業を通じた取組みを推進します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

①国際交流・国際協力の推進

- 海外友好都市等との文化・スポーツ、芸術等を通した交流事業により、青少年をはじめとした区民の国際感覚の育成を図り、相互の国際理解を促進します。
- NPO・ボランティアや企業、学校等、様々な機関との協働により、地域からの国際交流、国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

①多言語・多文化に対応した環境づくり

- 外国人区民への情報提供について、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。
- 日本語学習等を行う支援団体と連携し、外国人区民への日本語学習機会の拡充や、外国人児童・生徒の学習支援に取り組みます。

②国籍が異なる人を認めあう地域づくり

- 自国の文化や習慣等を大切にしながら、異なる国の価値観を学ぶ異文化理解を推進します。
- 外国人区民との交流機会を創出し、多様性を認めあう地域づくりを推進します。

③多文化共生を推進する人づくり

- 外国人区民が地域に愛着を持ち、つながりを持って暮らしていくよう、外国人ならではの視点や文化・経験を生かした活躍や地域参画を支援します。
- NPO・ボランティア活動等、中間的な立場で日本人と外国人を結ぶ担い手の発掘・育成を行い、多文化共生を推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
外国人への肯定感を持っている区民の割合	50%	62%	75%

出典：北区多文化共生指針

■計画事業

☆ 【052】多文化共生の推進

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心し心豊かに暮らせるよう、多言語・多文化に対応した環境づくり、国籍が異なる人を認めあう地域づくりを推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	拡 充
(内訳) 生活・防災情報の充実	推 進	推 進	推 進	推 進
異文化理解の促進	推 進	推 進	推 進	推 進
日本語学習の支援	推 進	推 進	拡 充	拡 充
	事業費 (百万円)	260	128	132



区民まつり「国際ふれあい広場」の様子

■施策体系図：グローバル時代のまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 地球市民を育む意識づくり	
①人権の尊重	再掲 006 障害児・障害者の地域生活の支援の充実
人権と多様性が尊重される社会に向けた普及・啓発・学習活動の推進	再掲 020 児童虐待未然防止事業
地球市民の意識づくり	再掲 022 社会的養護を必要とする子どもへの支援
②平和の推進	再掲 025 障害者の差別解消と理解促進
平和意識の普及	再掲 048 グローバル人材育成プロジェクト
平和祈念事業の推進	再掲 053 多様性の理解促進
	再掲 054 女性活躍推進事業
(2) 国際交流・国際協力の推進	
①国際交流・国際協力の推進	
芸術・文化・スポーツ等の国際交流事業の開催	
区民や地域団体との連携・協働の推進	
国際交流・協力ボランティアへの登録促進	
青少年の国際感覚の育成	
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり	
①多言語・多文化に対応した環境づくり	【052】多文化共生の推進
やさしい日本語による情報提供	
行政情報の多言語化	
相談体制の整備	
日本語学習の充実	
②国籍が異なる人を認めあう地域づくり	(要請) 住民相互の理解促進に対する支援
異文化理解の推進	
交流機会の創出	
③多文化共生を推進する人づくり	
外国人区民の地域参画の促進	
外国人区民の就業、起業支援	

2-8

男女共同参画社会の実現

■北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■基本方針

(1) 男女平等の意識づくり

男女共同参画社会の実現や、SOGI(性的指向・性自認)の概念の普及・啓発のため、研修や啓発活動を実施し、多様性社会へと対応します。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、責任ある立場への女性の参画促進等、社会の意識やシステムを変えていくための取組みを推進し、男性と女性が個人として尊重され、お互いに助けあうしくみづくりを行います。また、DV被害者に対する相談支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女がともに仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を行っていく中、特に女性のライフステージにあわせた活躍を後押しするしくみづくりを行います。また、働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止に向けた啓発にも取り組みます。



パープルリボンラッピングバス
～女性に対する暴力をなくす運動週間啓発事業～



令和元年度北区ワーク・ライフ・バランス推進企業
認定証交付式

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT※や SOGI ※に関する講座やセミナーを受講する。
- ・講座等から得た知識、考え方や内容を周りに広める。
- ・日常生活においてDV被害を発見した場合は行政の相談機関の案内等のアドバイスを行う。
- ・女性が自ら自己実践に向けた意識を向上させることで、多様な生き方を選択し、持続可能な社会を形成する担い手となる。

区（行政）の役割

- ・男女平等や男女共同参画、LGBTや SOGI に関する講座やセミナーを実施する。
- ・講座やセミナーのテーマを社会情勢の変化に対応した多様なものとする。
- ・DV被害者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、相談体制の充実を図る。
- ・女性の自己実現や経済的な自立に向けた取組みを進める。

※ LGBT: レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者含む、心と出生時の性別が一致しない人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」として用いられることがある。

※ SOGI: 性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。LGBTの人も含め、すべての人が持っている属性のことを指す。

■現状と課題

○様々な立場にある男女が互いに個人として尊重され、また社会の中で等しく平等に扱われているかを考えると、必ずしもそのような状態となっているとは言えません。また、男女共同参画に関する講座や事業について、若年層の参加が少ないのが現状です。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多様性社会の推進に向けた意識啓発として、男女共同参画に限らず、LGBTや SOGI の考え方について啓発する必要があります。

○23 区でパートナーシップ制度を導入しているのは、平成 31 年 4 月時点で 5 区となっています。

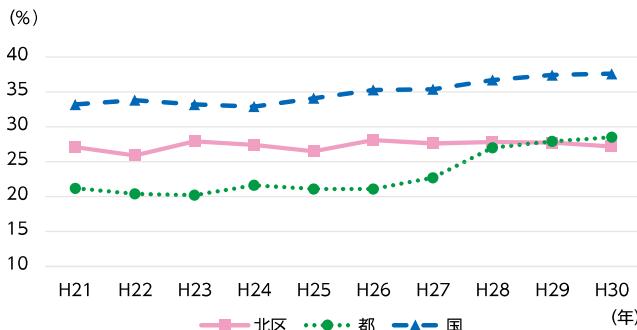
○男女共同参画に関わる法整備が進み、社会の意識が少しずつ変化する中、依然として性別による固定的役割分担の意識やそれに基づく慣行等が存在しています。身近な地域の課題解決に女性が携わるメリットを多くの人が実感する機会を拡大する必要があります。

○DV被害者の相談内容は多岐に渡っており、一人ひとりに寄り添い、関係機関とも連携していく必要がありますが、特に若年層の相談件数が少ないため、周知方法に課題があります。

○ワーク・ライフ・バランスに対する社会的認知度は高まっていますが、企業のワーク・ライフ・バランスに対する具体的な取組みが進んでいないこと等から、企業側に対する周知に工夫が必要であると考えます。

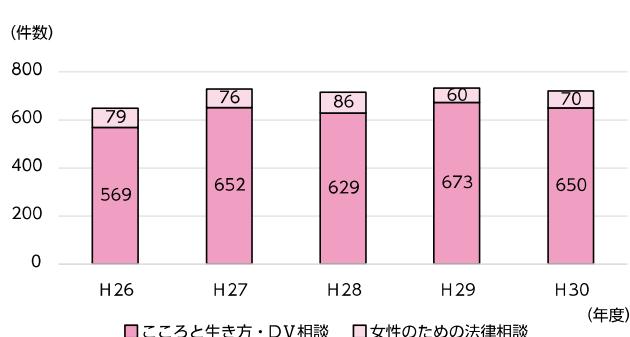
○結婚や出産を機に仕事から離れていくのは女性の方が多く、就業形態が多様化していく現在、女性の再就職準備、起業家の育成やキャリアアップ等に取り組む必要があります。また、性別による役割分担意識にとらわれない働き方を周知啓発する必要があります。さらに、仕事をしているかに関わらず、すべての女性が自分らしく生きることができる社会に向けては、男性の理解協力も不可欠です。

審議会等の女性参画状況



出典：多様性社会推進課資料

相談事業の利用状況



出典：多様性社会推進課資料

■施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

①学習・啓発による男女共同参画意識の向上

- ❖ 男女共同参画意識の向上に向けて、様々な人が学習機会や啓発活動に携わる機会を創出します。
- ❖ 若年層の関心を引くような情報発信の仕方や講座・事業内容の工夫に努めます。

②多様性への理解促進

- ❖ LGBT等の当事者理解にとどまらず、すべての人が持つSOGI（性的指向・性自認）という概念の普及・啓発に向けて、職員や区民等に向けた取組みを推進します。

(2) 男女共同参画の推進

①男女共同参画の推進

- ❖ 男性も女性も個人として尊重され、お互いに助けあうしくみをつくることで、男女共同参画社会を形成します。
- ❖ 固定的な性別役割分担を払拭し、日常生活や社会において、男女それぞれが主体的な自己決定を行うための情報や支援が得られるよう、NPO・ボランティアや企業、大学等の多様な主体と連携した実践的な取組みを推進します。

②暴力防止の総合的な支援の推進

- ❖ DV被害者に寄り添った対応を行い、様々な支援を通じて相談者に豊かな人生を送ってもらうため、SNSやメディアを活用するなど、特に若年層への働きかけを工夫しながら相談体制の充実を図ります。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- ❖ 様々な仕事に就いている労働者が仕事と生活をバランスよく両立できるよう、保育サービスの拡充とともに介護・看護による離職防止に向けた啓発、男性や企業経営者向けの講座の実施による理解促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、セクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメントの防止について、企業及び労働者に対して啓発を行います。

②女性の活躍推進

すべての女性がライフステージにあわせた自分らしい生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、男性への働き方改革・家庭における役割分担の意識啓発等、様々な取組みを推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）のことを自分（自身）や（知人と）自分に関わりのある問題として考えたりした人の割合	9.6%	20.0%	20.0%
②審議会等の女性委員の割合	26.3%	40.0%	40.0%
③ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組みをしている事業者の割合	77.3%	85.0%	100%に近づける

出典：①③北区男女共同参画に関する意識・意向調査
②東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査

■計画事業

☆ 【053】多様性の理解促進

多様性社会の推進に向けた取組みの一つとして性の多様性の理解促進に向け、職員対応方針の策定や普及啓発及び相談体制の充実等の取組みを実施する。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進

事業費 (百万円)

11

6

6

【054】女性活躍推進事業

女性一人ひとりがライフステージにあわせ能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップ、再就職準備、起業をテーマとしたセミナーの開催等を行う。また女性活躍推進法に基づく協議会を設置し、具体的な課題解決策を検討する。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) キャリアアップ支援	推 進	推 進	推 進	推 進
協議会の設置	検 討	設 置	設 置	
性別による役割分担 意識の解消	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	30	15	15

【055】ワーク・ライフ・バランスの推進

区内の中小企業並びに一般社団法人及び一般財団法人等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援するとともに、男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発を実施することで、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図る。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 認定企業支援 58 社	28 社	30 社	15 社	15 社
アドバイザー派遣 39 社	9 社	30 社	15 社	15 社
男性の働き方に対する 意識啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	20	10	10

■施策体系図：男女共同参画社会の実現

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 男女平等の意識づくり	
①学習・啓発による男女共同参画意識の向上	
男女平等意識の普及・啓発	
生涯にわたる健康づくりの支援	【053】多様性の理解促進
暴力の未然防止と被害者への支援	
②多様性への理解促進	
LGBT、SOGI の概念の普及・啓発	
(2) 男女共同参画の推進	
①男女共同参画の推進	
アゼリアップランに基づく男女共同参画社会の実現	
審議会等への女性の積極的な登用	
固定的役割分担意識の解消	
地域活動への支援	(要請) 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実
女性の視点から見る防災人材の育成	
国・都・関係機関との連携強化	
②暴力防止の総合的な支援の推進	
配偶者等からの暴力防止対策の推進	
関係機関との連携による支援	
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援	
①ワーク・ライフ・バランスの推進	
仕事と家庭生活の両立支援	【054】女性活躍推進事業
子育て支援策の充実	【055】ワーク・ライフ・バランスの推進
介護・看護サービスの充実	
②女性の活躍推進	
女性の就労・キャリア形成の支援	再掲 008 地域密着型サービスの基盤整備 再掲 010 特別養護老人ホームの整備・改修 再掲 011 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 再掲 013 保育所待機児童解消 再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保 再掲 015 保育サービスの充実 再掲 049 区立認定こども園の設置 (要請) 子育て支援策の充実 (要請) 介護保険制度の充実

2-9

主体的な消費生活の推進

■北区基本構想

消費者一人ひとりは、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

■基本方針

(1) 消費者の自立支援

成年年齢が引き下がることから特に18歳や19歳、また被害にあいやすい高齢者等の消費者被害の未然防止のため、効果的な情報発信や消費者教育の充実等の取組みを推進します。

また、持続可能な消費生活の推進のため、「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及・啓発を図ります。

(2) 消費生活の安定

成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害が増えるおそれがあるため、区内の小・中・高校との連携を図り、適切な情報の提供を行うことで消費生活センターへの誘導を図ります。

さらに、被害にあいやすい高齢者等の消費者被害防止のため関係機関等との連携強化を図ります。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・持続可能な社会の形成に貢献する消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を選択する。
- ・消費者グループ・団体相互の交流・連携を進展する。
- ・自身の消費生活を主体的に進めるための情報を収集しつつ、身近な高齢者等の見守りを実施する。

区（行政）の役割

- ・「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及・啓発を行う。
- ・消費者団体の学習・調査・研究の成果を発表する場の提供等の支援を行う。
- ・区民や関係機関等と連携を強化することで、高齢者等の見守り活動への参加を促す。

■現状と課題

- 契約トラブルや悪質商法の手口が、複雑化・多様化しています。消費者の情報格差、また高齢化による判断力の低下等に起因する契約トラブルは今後も引き続き発生すると予測されるため、被害防止策の充実が課題となっています。
- 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者契約の取消しを適用できますが、成年に達すると適用範囲外となるため、成年年齢の引下げにより10代の被害が増えると予測されます。消費者のライフステージに応じた消費者教育推進が求められています。
- 消費者団体の構成員が年々高齢化しており、消費者団体の登録数が年々減少しています。
- 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にある「持続可能な生産・消費形態を確保する」の趣旨を踏まえ、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進することが求められています。
- 令和4（2022）年に成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができなくなることから、現在は相談全体の約2%である10代からの相談が増えると予測されます。また、後期高齢者単独世帯の増加や販売形態の複雑化に伴い、高齢者被害の深刻化等、さらに多様化していく相談に的確に対応する必要があります。
- 安全・安心な消費生活を送るため販売業者（事業者）に対し、引き続き消費者保護の啓発を行っていく必要があります。



■施策の方向

(1) 消費者の自立支援

①消費生活情報の提供

❖ 契約トラブルや悪質商法の被害にあわないための情報提供を行い、注意喚起に取り組みます。

②消費者教育の推進

❖ 特に成年年齢の引下げによる若者や被害にあいやすい高齢者等の消費者被害の未然防止等、ライフステージに応じた消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を行います。

③主体的な消費者活動の支援

❖ 消費者団体や消費者自らが、消費生活に関する必要な知識を自主的に得られるよう支援を行います。

④持続可能な消費生活の推進

❖ 「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル（倫理的）消費」の理念を広く普及・啓発し、理解の促進に努めます。

(2) 消費生活の安定

①相談体制の充実

❖ 消費者被害の未然防止や被害救済等を適切かつ迅速に行うため消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、若者・高齢者・障害者の関係機関等との連携体制を強化します。

②安全・安心な消費生活の推進

❖ 消費者が商品・サービスを安心して選択できるよう、家庭用品品質表示法等に基づき、販売業者（事業者）に対し立入検査を実施し、消費者保護の啓発に取り組みます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
消費者の保護・自立支援の推進施策について「満足」「やや満足」の割合	8.5%	12.0%	15.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【056】主体的に選択・行動ができる消費者教育の推進

消費者問題の知識の習得を目的とした講座及び、区内中学校・高校PTAや大学・専門学校の新入学生を対象に契約の基礎知識等を学ぶ出張講座等を実施し、成年年齢引下げに対する啓発を行う。また、人や社会・環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル（倫理的）消費」の理念を広く普及啓発するための講座を実施する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進

事業費(百万円)

11

6

6

■施策体系図：主体的な消費生活の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 消費者の自立支援	
①消費生活情報の提供	
情報提供体制の強化	
様々な情報提供手段の活用	
②消費者教育の推進	
若者・高齢者への消費者教育の推進	
消費者教育の機会の確保と特性に応じた推進	
③主体的な消費者活動の支援	
グループ・団体の活動支援	
グループ・団体の交流・連携の促進	
④持続可能な消費生活の推進	
エシカル（倫理的）消費の理念の普及啓発	
(2) 消費生活の安定	
①相談体制の充実	
相談員の資質の向上	
関係機関との連携体制の構築による相談体制の充実	
②安全・安心な消費生活の推進	
適切な検査、指導の推進	

【056】主体的に選択・行動ができる消費者教育の推進